

# 家庭用ガス暖房選択約款

2023 年 10 月 1 日

高松ガス株式会社

## 目次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. その他	3

### 附則

1. 実施の期日	3
----------	---

### 別表

1. 適用区分	4
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
3. 料金表	4

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス暖房機器の普及を通じ、当社の製造供給施設の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的とします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議のある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾いただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) ガス暖房機器  
エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器のことをいいます。
- (2) 専用住宅  
居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など、業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 併用住宅  
店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分と、居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(4) その他期

5月分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までをいいます。

(5) 冬期

12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から翌年4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までをいいます。

(6) 消費税等相当額

消費税法により課せられる消費税及び地方税法により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。

(7) 単位料金

8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(8) 基本料金、基準単位料金

基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含んだ額をいいます。

4. 適用条件

家庭用暖房機器を家庭用の専用住宅または併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、お客さまがこの選択約款を承諾のうえ、当社に申込みをされ、当社が申込みを受諾したときに成立いたします。

(2) 申込みの際は、所定の申込書により申込んでいただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合には、申込みがあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了時において、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に、他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または8の規定より調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

ガス小売供給約款を適用します。

## 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

# 附則

## 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2023年10月1日から実施いたします。

## 別表

### 1. 適用区分

ガス暖房契約に適用いたします。

### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準  
一般ガス供給約款を適用します。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／(1＋消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／(1＋消費税率)

### 3. 適用期間料金表

#### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が11立方メートルを超え、35立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が36立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### (2) 料金表(消費税等相当額を含みます。)

##### ①料金表A

基本料金	1ヶ月及びガスメーター1個につき	867.90円
基準単位料金	1立方メートルにつき	249.83円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	

②料金表B

基本料金	1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,288.10円
基準単位料金	1立方メートルにつき	207.80円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	

③料金表C

基本料金	1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,300.00円
基準単位料金	1立方メートルにつき	151.00円
調整単位料金	同表の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	